

○公的研究費の執行に関する行動規範

(平成20年3月31日通達第36号)

改正 平成21年3月26日通達第14号 平成24年9月13日通達第40号

平成27年2月26日通達第16号

1 目的

この通達は、公的研究費の不正な使用の防止等に関する規程（平成19年規程第65号）第6条の規定に基づき、公的研究費の執行に関する不正使用の防止を推進するための行動規範を定めることを目的とする。

2 行動規範

公的研究費を執行するすべての役職員等は、公的研究費の執行に関する不正使用が研究所への信頼を揺るがすものであることを認識し、次に掲げる事項に留意し適切な研究の遂行に努めなければならない。

- (1) 公的研究費の執行にあたっては、関係する法令及び研究所の諸規程等に基づき適正に行われること。
- (2) 公的研究費が国の税金で賄われていることを強く認識し、研究者個人に交付された補助金であっても公的研究費の使用ルールを遵守し、適正に執行すること。特に、謝金、旅費、物品費に係る研究費については、厳正に執行すること。
- (3) 削除

附 則

この通達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日通達第14号）

この通達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月13日通達第40号）

この通達は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成27年2月26日通達第16号）

この通達は、平成27年3月1日から施行する。